

平成 19 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

ソニー生命保険株式会社

平成 19 年度(平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月)にお支払いしたご契約、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約の件数は、以下のとおりです。

お支払いしたご契約の件数(個人保険)

	平成 19 年度 (平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月)	
	保険金	給付金
合計	10,073 件	171,022 件

*上記件数は、個人保険のお支払い件数(お支払い給付種目単位)です。お支払い給付種目単位とは、お支払いをする種目ごとに件数をカウントする方法を示し、例えば医療保険(1 契約)で、入院給付金と手術給付金をお支払いした場合は、2 件とカウントします。

お支払いに該当しないと判断したご契約の件数(個人保険)

	平成 19 年度 (平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月)	
	保険金	給付金
詐欺による無効	1 件	5 件
不法取得目的のため無効	0 件	0 件
告知義務違反による解除	10 件	261 件
重大事由による解除	0 件	0 件
免責事由に該当	54 件	51 件
支払事由に非該当	133 件	1,147 件
その他	1 件	37 件
合計	199 件	1,501 件

*上記件数は、お支払いに該当しないと判断した個人保険のご契約件数です。

*上記件数には、お支払い事由となる所定の入院日数に満たないご請求など、ご提出いただいた書類(診断書等)から、約款上明らかに非該当となる件数を含んでいます。

◆ お支払いに該当しないと判断したご契約の具体的事例

お支払い 非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	特定疾病保険金	<p>生前給付保険(終身型)の特定疾病保険金をご請求いただきましたが、「上皮内がん」の診断であり、対象となる悪性新生物には該当しないため、お支払いいたしませんでした。(第1四半期)</p> <p>生前給付保険(終身型)の特定疾病保険金をご請求いただきましたが、被保険者は「脳卒中」を発病され、約3週間の入院治療を受けられたものの、お支払事由となる「その疾病により初めて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した」と医師によって診断された」とは認められないため、お支払いいたしませんでした。(第2四半期)</p> <p>冠動脈の狭窄によりカテーテルを用いた手術「経皮的冠動脈形成術」を受けられたお客さまから、生前給付保険(終身型)の特定疾病保険金をご請求いただきましたが、診断書上の傷病名は「狭心症」「陳旧性心筋梗塞」であり、特定疾病保険金のお支払い事由である「急性心筋梗塞」には該当しないため、お支払いいたしませんでした。(第4四半期)</p>
	高度障害保険金	<p>被保険者が不慮の事故により頭部に外傷を負われ、その結果、左不全麻痺と認知障害の後遺症が残ったとして高度障害保険金をご請求いただきましたが、診断書等の確認の結果、一定の援助があればご自身での日常生活動作は可能であり、「食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態」には該当しないため、お支払いいたしませんでした。(第2四半期)</p> <p>「両眼視神経炎」により両眼の視力を全く永久に失ったとして高度障害保険金のご請求をいただきましたが、事実確認の結果、責任開始期以前から「両眼視神経炎」を発病し、治療を受けていたことが判明しました。</p> <p>このため、「責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態になったとき」に該当しないため、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。(第3四半期)</p>
	災害死亡保険金	<p>被保険者が軽トラックを運転中に大型トレーラーに追突し、脳挫傷で亡くなりました。事故状況を確認したところ、血中アルコール濃度が法令に定める酒気帯び運転の基準を超える数値であったことが判明いたしました。</p> <p>このため、災害死亡保険金の免責事由「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当すると判断させていただき、災害死亡保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>なお、普通死亡保険金につきましては、免責事由に該当しないため、お支払いいたしました。(第1四半期)</p>
	入院給付金	<p>「急性薬物中毒」により入院給付金のご請求をいただきましたが、事実確認の結果、1日1錠の服用を限度として処方されていた「うつ病」の治療薬を大量服用したことによる「急性薬物中毒」であることが判明しました。また、この入院期間中には、責任開始期以後に発病された「うつ病」の治療は行われていませんでした。</p> <p>このため、入院給付金の免責事由「被保険者の故意または重大な過失」に該当すると判断し、入院給付金はお支払いいたしませんでした。(第3四半期)</p>

告知義務違反による解除	入院給付金	被保険者が「肝細胞がん」にて11日入院され、入院給付金をご請求いただきましたが、事実確認の結果、責任開始期前に「C型肝炎」により通院中であったにもかかわらず、告知をいただけていないことが判明いたしました。不告知の「C型肝炎」とご請求対象疾病の「肝細胞がん」には因果関係が認められますので、告知義務違反として契約を解除し、給付金はお支払いいたしませんでした。 (第1四半期)
	特定疾病保険金	「脳腫瘍」により特定疾病保険金をご請求いただきましたが、事実確認の結果、責任開始期前に脳のMRI検査で異常を指摘され、その後経過観察のため定期的に通院し検査を受けていたことを告知されていないことが判明しました。当請求の原因となった「脳腫瘍」と、告知いただかなかった事実との間には因果関係が認められますので、告知義務違反として契約を解除し、特定疾病保険金はお支払いいたしませんでした。(第3四半期)
	入院給付金 手術給付金	出産時の「帝王切開術」により入院給付金と手術給付金をご請求いただきましたが、事実確認の結果、今回「帝王切開術」となったのは、過去に受けた「帝王切開術」のためであることが判明しました。告知の際、「帝王切開術」を受けたことを告知されておらず、当請求の原因と、告知いただかなかった事実との間には因果関係が認められますので、告知義務違反として契約を解除し、給付金はお支払いいたしませんでした。(第4四半期)
保険契約の無効	がん死亡保険金	被保険者が「肺がん」にて死亡され、がん死亡保険金をご請求いただきましたが、事実確認の結果、がん給付の責任開始期前に「肺がん」と診断確定されていたことが判明しました。がん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効になりますので、がん死亡保険金はお支払いいたしませんでした。(第2四半期)
詐欺無効	死亡保険金 入院給付金	被保険者死亡により死亡保険金と入院給付金のご請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約申込当時、被保険者は数ヶ月前から入院中であり、それを秘して自宅にて契約申込のしるしをし、その入院中に死亡に至ったことが判明しました。入院中であれば保険契約の申込みは受け付けられないことは社会通念上常識的な事柄であり、入院中であることを告知せずに保険契約を締結したことは、契約締結に際して被保険者に詐欺行為があったと判断させていただきます、契約を無効とし、死亡保険金と入院給付金はお支払いいたしませんでした。(第4四半期)

以上